

平成 27 年度 テーマ監査の結果に基づく措置状況

テーマ	機関名		ページ
県有施設の安全管理について	危機管理監	消防学校	1
	総務局	—	2～4
	農林水産局	県立農業技術大学校	5
	土木建築局	東部建設事務所三原支所	6
	教育委員会	文化財課	7
		スポーツ振興課	8
施設課		9	



**【知事】**

**機関名 消防学校**

<b>監 査 結 果 (意見)</b>
<p><b>1 安全点検（法定点検・日常点検）の着実な実施</b></p> <p>(2) 点検記録の確実な実施について</p> <p>消防学校及び頼山陽史跡資料館については、日常点検のチェックリストが作成されていなかった。施設の不具合場所を正確に把握し適切な安全対策を行う上で、点検結果を確実に記録することが重要になるものであり、ガイドラインで作成が求められていることから、チェックリストを作成し確実に記録する必要がある。</p>
<b>措 置 の 内 容</b>
<p>平成 28 年 3 月 22 日に日常点検のチェックリストを作成した。</p> <p>平成 28 年 4 月より当該チェックリストを使用し安全点検（日常点検）を行っている。</p>

監査結果(意見)

2 安全点検結果の情報共有と改善

(1) 本庁との情報共有・連携

ガイドラインでは、日常点検の結果を本庁所管課に報告し、行政管理課（現：業務プロセス改革課）を通じて、類似施設のチェック項目や不具合等の事例の全庁共有化などを行うことが求められているが、法定点検、日常点検の点検結果について本庁所管課に提出していなかった施設管理者が多くみられたところである。点検結果の本庁所管課への提出等によるPDCAサイクルを活用したチェックリストの改訂や修繕計画作成の参考資料にするなど積極的な活用を図られたい。

措置の内容

県の機関が管理している施設については、日常・法定点検は、施設管理者の管理のもとに実施され、その結果は施設管理者の判断に基づき必要に応じて本庁所管課に随時提供されている。

また、指定管理者が管理している施設については、本庁所管課へ法定点検結果を提出までしている施設は全体の3分の2であるが、提出していない施設においても、本庁所管課は現地調査等において点検実施状況を確認しており、情報は共有している。

引き続き、施設管理者と本庁所管課との情報共有を図るとともに、必要に応じて、ガイドラインのチェックリスト改訂や修繕計画の作成に活用して参りたい。

監査結果(意見)

(2) 施設管理者内での情報共有の徹底

法定点検及び日常点検の点検結果について、異常がないことを理由として担当者だけが把握し上司や所属長等に報告していない施設管理者が見受けられた。点検結果については、異常の有無にかかわらず、上司、所属長への報告を行い、組織内での情報共有を行うこととし、そのことを徹底していただきたい。

措置の内容

点検結果は施設管理上把握しておく必要があるため、引き続き、担当者会議や研修会等の場を通じて周知を図ることなどにより、組織内での情報共有を徹底して参りたい。

(平成28年10月11日に実施した平成28年度(下期)施設管理業務研修において、県有施設安全確保ガイドラインの研修と合わせて、組織内の情報共有についても周知を行った。)

## 監査結果(意見)

### (3) 重大事故になる可能性のある情報の集約及び注意喚起等のルールづくり

マスコミ報道された事故等の情報については、現在でも施設管理者に対する点検指示や注意喚起の取組が行われている。その一方、人身事故には至らなかったが重大事故となる可能性が考えられる事例については全庁的に当該情報を集約するシステムがないため、事例が発生した施設管理者以外の施設管理者においては知りえない状態になり、共有すべき情報が共有されていない懸念がある。

人身事故には至らなかったが重大事故となる可能性のある事例を認知し、その情報を県全体で共有することは、安全管理の上で極めて重要であることから、全庁的に当該情報を集約し、施設管理者に情報提供することを検討されたい。

## 措置の内容

これまで、三原市芸術文化センター敷地内におけるポプラ倒木による人身事故(平成26年3月)、エレベーター緊急時の対応(平成27年4月)、県庁本庁舎敷地内における倒木による自動車破損(平成27年7月)など、重大事故事例が発生した際には直ちに指定管理者を含めた施設管理者へ周知している。

また、広島港宇品波止場公園内での東屋倒壊(平成27年9月)など、人身事故には至らないが、重大事故となる可能性がある事例についても、把握次第直ちに施設管理者へ周知しているところであり、今後とも情報の収集及び情報提供に努めて参りたい。

## 監査結果(意見)

### 3 不具合箇所の修繕に関する事項

#### (1) 修繕に係る技術的支援体制の整備

一部の施設管理者からは、技術職員がおらず技術的な知識がないことから、修繕を要する箇所について緊急性や費用がわからないため修繕の優先順位がつけられないことや中長期の修繕計画が作成できないという意見があった。

これら施設管理者の意見を踏まえ、各施設管理者が行う修繕の優先順位づけ及び中長期の修繕計画作成等にあたっては、技術的な相談・支援を行う専門的技術を有する者を確保するなど全庁的な技術的支援体制の整備について検討されたい。

## 措置の内容

施設の状況は、施設の用途・方法や施設を取り巻く環境により大きく異なるため、施設を直接使用し管理している施設管理者が、施設の利用者や職員の安全・安心を確保する視点で緊急性の有無を見極め、優先順位を付けることが最も望ましく効果的である。

このため、施設管理者が、施設の状況に応じて適切に修繕を行えるよう、平成28年度の施設管理業務研修会(上期・下期)において、「広島県施設点検マニュアル(平成27年10月策定)」の周知・徹底を図ったところである。

加えて、施設によっては、専門的知識を有する者による技術支援を必要とする場合も考えられることから、専門的技術を有する営繕課などと連携し、助言・指導を受けつつ、危険性・緊急性の診断や、有効な修繕方法の検討を行うなど、適切に対応したい。

## 監 査 結 果 (意 見)

### 4 職員研修の充実

現在、県の職員に対する施設管理研修は財産管理課が実施しているが、この研修には指定管理者は参加していない。ガイドラインにも記載してあるとおり、施設における利用者の安全確保は設置者である県の責務であり、県の施設を管理するという点では県の機関も指定管理者も同じであることから、指定管理者についても必要に応じて研修の機会を確保するよう検討されたい。

### 措 置 の 内 容

指定管理導入施設は、施設管理に専門的な知識を持った、その分野でのスペシャリストが指定管理者となる場合が多く、そもそも研修の必要性は乏しいと考えるが、県が実施している様々な研修を活用するなど、研修の機会の確保に努めて参りたい。

今年度については、平成 28 年度（下期）施設管理業務研修において、県職員及び指定管理者を対象に県有施設安全管理ガイドラインの説明を行い、更なる安全対策の向上に努めたところである。

監 査 結 果 ( 意 見 )

6 個別事項

(1) 学校保健安全法に基づく取組が行われていなかったもの

県立農業技術大学校は、学校教育法に基づく専修学校であるにもかかわらず、学校保健安全法第 27 条に定める安全の確保を図るための計画が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

措 置 の 内 容

学校保健安全法についての理解が不足していたため、作成していなかった。  
平成 28 年 5 月に学校安全計画を定め、保健安全に努めている。

監 査 結 果 ( 意 見 )

1 安全点検（法定点検・日常点検）の着実な実施

(1) 点検の実施について

安全点検については、ほとんどの施設において実施されている。

しかし、次表に掲げるとおり、法定点検及び日常点検を実施していない施設があった。施設の安全点検の重要性を認識し、適正な事務処理に努められたい。

問題点	該当施設	施設管理者等
法定点検未実施	尾道糸崎港（上屋）	東部建設事務所三原支所（尾道市に管理事務を委託）
日常点検未実施	埋蔵文化財センター	教育委員会事務局管理部文化財課
	つつがライフル射撃場	教育委員会事務局教育部スポーツ振興課（県ライフル射撃協会に管理委託）

措 置 の 内 容

本件については、平成 27 年度に実施の県有施設の安全管理に関する調査において、県所有の港湾施設の一部に建築基準法第 12 条に基づく定期点検未実施の状況が判明したことを受け、尾道市において平成 28 年 3 月に当該施設の点検（建築設備定期点検，特殊建築物等定期点検）が実施され、施設の安全上に支障がないことを確認したところである。

当該施設の維持管理については、広島県と尾道市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（昭和 47 年 5 月 30 日告示）に基づき、尾道市の受託事務とされているが、本調査を踏まえ当該施設の所有者としての安全性確保の観点から、同法に基づく法定点検の必要性を認識し、法で定める周期で有資格者による確実な点検が実施されるよう、適切な維持管理に向けた助言又は指導を行うこととしている。

なお、今後は尾道市が主体となった適切な維持管理が行われる予定である。

## 【教育委員会】

### 機関名 教育委員会事務局管理部文化財課

#### 監査結果(意見)

#### 1 安全点検(法定点検・日常点検)の着実な実施

##### (1) 点検の実施について

安全点検については、ほとんどの施設において実施されている。

しかし、次表に掲げるとおり、法定点検及び日常点検を実施していない施設があった。施設の安全点検の重要性を認識し、適正な事務処理に努められたい。

問題点	該当施設	施設管理者等
法定点検未実施	尾道糸崎港(上屋)	東部建設事務所三原支所(尾道市に管理事務を委託)
日常点検未実施	埋蔵文化財センター	教育委員会事務局管理部文化財課
	つつがライフル射撃場	教育委員会事務局教育部スポーツ振興課(県ライフル射撃協会に管理委託)

#### 措置の内容

埋蔵文化財センターは、常駐職員がいないため、日常点検を実施できていなかったが、2か月ごとに文化財課職員が埋蔵文化財センターへ赴いて日常点検を実施することとした。

日常点検用のチェックリストも未作成であったため、『県有施設安全確保ガイドライン』の「安全点検チェックリスト」を参考として、安全点検チェックリストを作成した。

平成28年度以降、文化財課職員が2か月ごとにチェックリストを使用して敷地内巡回による日常点検を実施し、チェックリストについては旅行命令に添付して復命する取扱いを行う措置を講じた。

#### 監査結果(意見)

##### (2) 点検結果の確実な記録について

消防学校及び頼山陽史跡資料館については、日常点検のチェックリストが作成されていなかった。

施設の不具合場所を正確に把握し適切な安全対策を行う上で、点検結果を確実に記録することが重要になるものであり、ガイドラインで作成が求められていることから、チェックリストを作成し確実に記録する必要がある。

#### 措置の内容

頼山陽史跡資料館では、館内巡回による日常点検を実施していたが、チェックリストは未作成であったため、『県有施設安全確保ガイドライン』の「安全点検チェックリスト」を参考として、安全点検チェックリストを作成した。

平成28年度以降、開館日は毎日、館内巡回による日常点検を実施する際にチェックリストを使用して記録することとし、チェックリストについては館内回覧する措置を講じた。

**監 査 結 果 (意 見)**

**1 安全点検（法定点検・日常点検）の着実な実施**

(1) 点検の実施について

安全点検については、ほとんどの施設において実施されている。

しかし、次表に掲げるとおり、法定点検及び日常点検を実施していない施設があった。施設の安全点検の重要性を認識し、適正な事務処理に努められたい。

問題点	該当施設	施設管理者等
法定点検未実施	尾道糸崎港（上屋）	東部建設事務所三原支所（尾道市に管理事務を委託）
日常点検未実施	埋蔵文化財センター	教育委員会事務局管理部文化財課
	つつがライフル射撃場	教育委員会事務局教育部スポーツ振興課（県ライフル射撃協会に管理委託）

**措 置 の 内 容**

県が作成したチェックリストにより、平成28年2月28日に、スポーツ振興課職員が施設管理受託者である広島県ライフル射撃協会立会いのもと、つつがライフル射撃場の施設内及び施設周辺を確認の上、日常点検に当たってのチェックポイントなどを確認した。

今後は、広島県ライフル射撃協会に、チェックリストに基づく日常点検を着実に実施させ、年2回（4月、10月）点検結果をスポーツ振興課に報告させる。

スポーツ振興課では報告書を確認し、必要があれば職員による現地調査を行い、改善等の指示を行うほか、適宜、チェックリスト項目の追加など必要な見直しを行う。

監 査 結 果 ( 意 見 )

5 県立学校における取組

教育委員会では、各県立学校は点検結果を施設課に提出している。

しかし、学校に対する個別の口頭の指導は行われているものの、依然として安全対策ができていない箇所がある学校や点検結果からは安全対策が取られているのか明確でない箇所がある学校が見受けられた。県立学校に文書でフィードバックするなど、実効性のある指導をするように努められたい。

措 置 の 内 容

「県有施設の安全管理」の監査結果を踏まえ、日常点検取組開始（平成24年度）時点と平成27年度時点の点検結果における転倒防止等未対策箇所のある学校数を比較し、改善状況を示すとともに、安全管理のより一層の向上のために、要改善箇所の情報を管理し、危険度の高いものから優先順位を設けて計画的に改善を進めるよう、平成28年3月28日付けで各県立学校長に対し通知した。

平成28年4月に開催された各種会議（4/11 県立学校長会議、4/19 県立学校事務長会議）の中で、上記通知を配付し、監査報告を踏まえた学校施設の安全管理の徹底について説明しました。

平成28年度県立学校長ヒアリングにおいて、日常点検結果を提出させるとともに、未対策箇所について、学校長及び事務長に対し、文部科学省作成の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」により対策方法を指導・助言した。